

# 一般社団法人 日本防錆技術協会

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本防錆技術協会  
(英文名「Japan Association of Corrosion  
Control」、略称「JACC」と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、金属及び金属製品の防錆に関する  
技術の進歩改良をはかることによって錆による損  
失を防止し、もって産業技術の発展に寄与するこ  
とを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の  
事業を行う。

- (1) 防錆に関する調査研究を行うこと。
- (2) 防錆に関する技術者の養成を行うこと。
- (3) 防錆に関する日本工業規格及び国際規格の制定  
及び普及に協力すること。
- (4) 防錆に関する参考図書及び資料を作成し、又は  
これらを配布すること。
- (5) 防錆に関する文献、資料及び情報の収集整理を  
行い、これを閲覧に供すること。
- (6) 防錆に関する参考材料の展示を行うこと。
- (7) 防錆に関する技術相談を行うこと並びに研究の  
受託及び委託を行うこと。
- (8) 防錆に関する技術向上のための発明、研究に対  
し顕彰を行うこと。
- (9) 防錆に関する事項について国会、政府その他に  
対し意見を開陳すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を  
達成するために必要な事業を行うこと。

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うもの  
とする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会し  
た法人及び個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に協力しようと  
して入会した個人

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人  
及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人  
法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の  
定めるところにより申込みをし、その承認を受け  
なければならない。

2 法人たる会員にあっては、法人の代表者として  
この法人に対してその権利を行使する1人の者  
(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届  
け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定  
める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充  
てるため、会員になった時及び毎年、会員は、社  
員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提  
出することにより、任意にいつでも退会すること  
ができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、  
社員総会の決議によって当該会員を除名すること  
ができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷付け、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合において、この法人は、当該会員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

## 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面決議)

第18条 社員総会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を社員総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する構成員は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

## 第5章 役員及び顧問

(役員設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 20名以上35名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長、1名を専務理事とする。
  - 3 前項の会長、副会長を法人法上の代表理事とし、専務理事を法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副会長は、会長を補佐して、業務を執行し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。
- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任より退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、社員総会に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第27条 この法人に、任意の機関として顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、次の職務を行う。
  - (1) 会長の相談に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は、無報酬とする。
- 5 第24条第1項の規定は、顧問について準用する。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数もって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第32条 この法人は、役員は、法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 支部

(支部)

第34条 この法人は、理事会の決議を得て、必要な地に支部を置くことができる。これを廃止する場合なども同様とする。

## 第8章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置く。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第38条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、時事に関する事項を掲載する日本経済新聞紙に掲載する方法による。

(事務局)

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。

昭和32年4月 8日 制定

平成24年4月 1日 変更

平成29年6月13日 変更